

2014年3月14日 作成
2015年1月7日一部改正
2015年4月1日一部改正
2017年4月1日一部改正
2019年4月1日一部改正
2019年8月30日一部改正
2021年4月1日一部改正
2022年4月1日一部改正

千曲市キャラクター「あん姫」お出かけに関する手引き

1 あん姫のお出かけ基準について

あん姫は、千曲市のPRや地域活性化のため、下記(1)のいずれかの行事に該当し、かつ、下記(2)のいずれにも該当しない場合にお出かけすることができます。

なお、お出かけ可能な行事であっても、お出かけ決定に当たってはスケジュール、内容、情報発信効果、行政の関与度合いなどから総合的に判断します。

(1) お出かけすることができる行事

- ア 市が実施又は参加する行事
- イ 多数の市民や来訪者の参加とPR効果を見込むことができる行事で、市が必要と認めた行事
- ウ 市内の保育所、幼稚園、小中学校等で開催される行事
- エ その他、市長が特に必要と認める行事

(2) お出かけすることができない場合

- ア 法令若しくは公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- イ 市の信用若しくは品位を傷つけ、又はそのおそれがあると認められるとき。
- ウ 特定の個人、法人、政党、思想若しくは宗教の活動を支援しているような誤解を与え、又はそのおそれがあると認められるとき。
- エ その他、市長が不相当と認めたとき。

2 お出かけ依頼について

あん姫のお出かけを依頼する主催者（以下「申請者」という。）は、お出かけを希望する日の2週間前までに「あん姫お出かけ依頼書」を『秘書広報課広報広聴係』（〒387-8511 千曲市杭瀬下二丁目1番地 千曲市役所 4F）へ郵送か直接提出してください。なお、事前に電話等であん姫のスケジュールが空いているか確認していただくことをお勧めします。

3 お出かけ時間

お出かけ時間は原則、午前8時30分から午後5時15分までの間で、同一イベントへの2日以上のお出かけはできないものとします。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、お出かけ時間等を変更することができます。

4 必要人員

お出かけは、原則として「あん姫」と、誘導・整理のための人員1名の最低2名は必要となり、申請者側で用意をお願いします。

5 お出かけ費用

お出かけ費用は原則無料とします。

6 お出かけにかかる条件

- (1) 申請者は、駐車場及び控室（外部から見られないような部屋等）の確保をお願いします。
- (2) 荒天、雨天等の場合、屋外での出演はできません。
- (3) お出かけ決定後であっても、止むを得ない事由が生じた場合はお出かけを中止することがありますので、あらかじめご了承ください。

7 損害賠償

申請者が故意または過失により、お出かけに起因する問題により市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。

8 免責

- (1) お出かけに起因する問題が生じたときは、市の故意または過失によりお出かけ時に生じさせた損害等を除き、市長は損害賠償、損失補償等の一切の責任を負いません。
- (2) 止むを得ない事由によりお出かけを中止したときは、これによって生じた申請者、行事主催者等の損害等については、市長はいかなる場合もその責めを負いません。

9 その他

この手引きに定めるもののほか、取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定めます。

千曲市杭瀬下二丁目1番地

千曲市 秘書広報課 広報広聴係（電話 026-273-1111 内線 4202）